



輸出物品販売場での時計の販売及び仕入れ ～販売は免税売上か・仕入税額控除は適用できるか～

外国人旅行者などの非居住者が輸出物品販売場（いわゆる免税店）で一定の「通常生活の用に供する物品」を購入して、土産品等として日本国外へ持ち出す場合、実質的に輸出取引と変わらないため、販売場を営む事業者の売上は、消費税が免税となります。今回は、平成30年の改正で購入手続きが電子化される前の事例を紹介します。（令和5年1月25日東京高裁・棄却・上告・上告受理申立て）

・TAINSコード：Z 8 8 8 - 2 4 7 4)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

輸出物品販売場を営む控訴人が、新宿税務署長から、①時計の販売につき、非居住者から旅券等の写しの提出を受けておらず、消費税法8条1項及び同法施行令18条2項1号所定の「譲渡」に該当しないことから消費税を免除することができず、また、②時計の買取り（各仕入れ）につき、消費税法30条7項所定の「帳簿」が保存されていないことから同条1項所定の仕入税額控除ができないとして、消費税等の各更正処分等を受けたため、その各取消しを求める事案です。地裁は、控訴人の請求をいずれも棄却したことから、これを不服とする控訴人が控訴しました。

<裁判所の判断>

- 1 控訴人は、①輸出物品販売場における非居住者への物品の販売が免税となるのは、物品が輸出される際には付加価値が国内ではこれ以上積み重ならないから当然に免税となるものであること、②被控訴人は、旅券等の写しを提出することができなかったことのみをもって控訴人に巨額の課税処分をしたのであり、旅券等の写し提出要件について課税要件の加重となるような解釈をするものであって、かかる解釈は委任立法の限界を超え、違法に財産権を侵害するものであるなどと主張する。
- 2 しかしながら、消費税法は、輸出物品販売場における非居住者への物品の販売について、その実質は輸出取引と何ら変わるところはないことに着目して、消費税を免除するものとする基本原則を定めた上、物品の購入の方法については、非居住者が本邦から持ち出すために購入する物品のみが免税の対象となることを担保するとともに、購入した一般物品を国内で横流しすることを防止・牽制するという目的を達成するため、その技術的細目的事項に係る規定を政令に委任しているものと解される。したがって、上記の委任を受けて、対価の額の合計額が100万円を超える場合に、旅券等の写しの提出等を求めること（施行令18条2項1号ハ）は、消費税法8条1項による委任の範囲内であり、同要件が法律の委任を超えるものであるとか、消費税の本質に反して違法に財産権を侵害するものであるなどということはできないから、控訴人の上記主張は採用することができない。
- 3 仕入税額控除の要件とされる保存すべき帳簿及び請求書等には、課税仕入れの年月日、課税仕入れに係る資産又は役務の内容及び支払対価の額とともに、真実の仕入先の氏名又は名称を記載することが要求されているというべきであり、事業者が帳簿及び請求書等に真実の仕入先の氏名や名称を記載していない場合には、消費税法30条7項が保存を要求している帳簿及び請求書等を保存しているとはいえず、同条1項の仕入税額控除は適用されないというべきである。
- 4 本件において、各承諾書記載の各仕入先について、真実と異なる仕入先が記載されており、各仕入れについて、同条7項が要求している帳簿及び請求書等を保存しているとはいえず、同条1項所定の仕入税額控除が認められないことは、原審判を引用して説示したとおりである。

……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判11頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。